

敷地内の通路

基本的な考え方

- ・道又は駐車場から建築物の出入口までの敷地内通路は、だれもが安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・敷地内通路は、非常時における避難移動に対応できるよう安全に配慮したものとする。
- ・敷地内通路は、原則として歩道と車道を分離とする

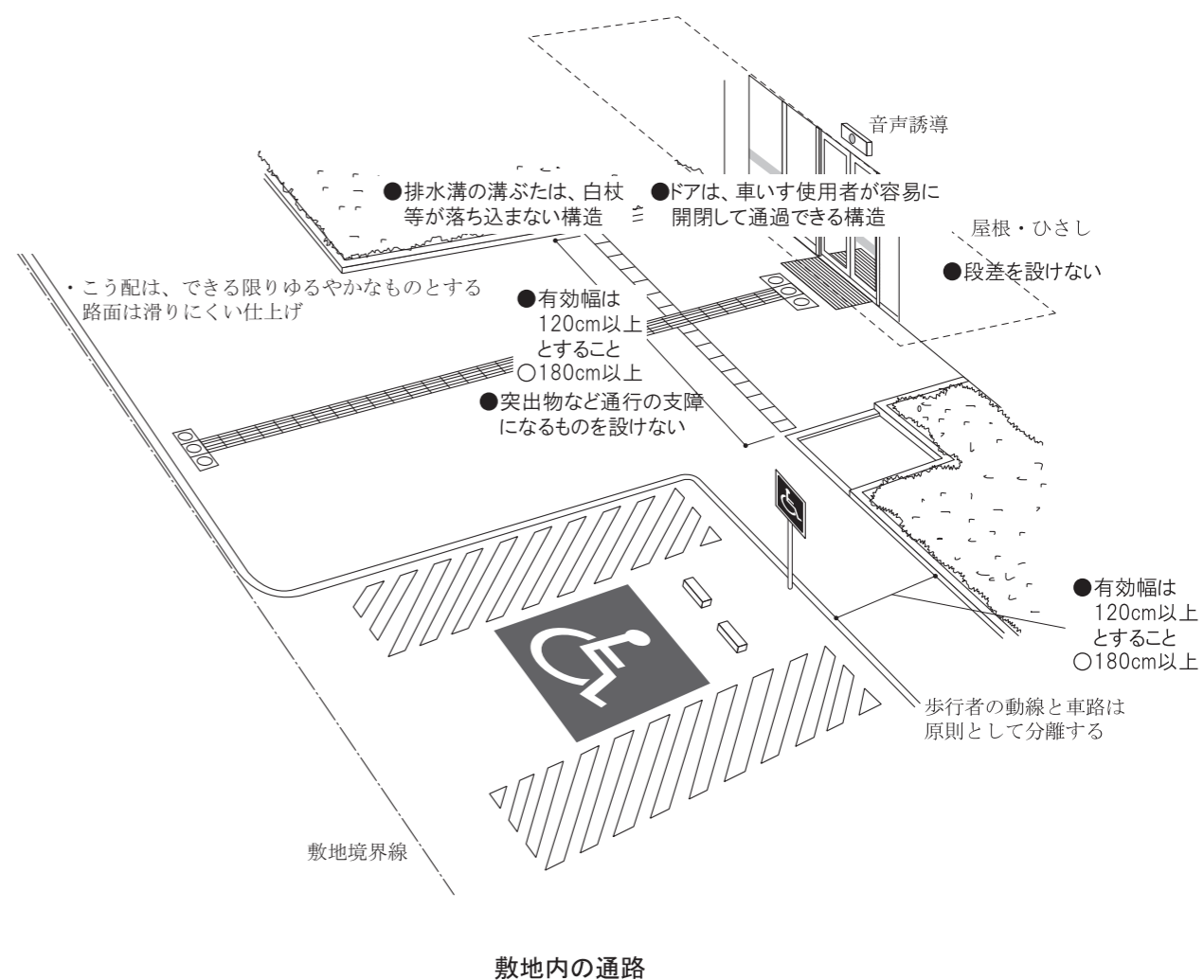
15

● 整備基準

○ 望ましい基準

解説

	● 整備基準	○ 望ましい基準	解説
(1)敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。		・歩行者の動線と車路は、原則として分離する。
(一)路面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
(二)段	段を設ける場合においては、当該段の基準は、6(1)から(4)までに定める基準を準用すること。		・傾斜路は階段若しくは段にかわり、又は併設されるもの(その踊場を含む。)に限る。
(三)傾斜路	傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 (イ)こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (ロ)両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。 (ハ)その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。		
(四)突出物等	突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	・車止めを設ける場合は、視覚障害者や車いす使用者の安全で円滑な通行を妨げることから、利用者等との十分な協議を行う。	
(五)排水溝	排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。		



コラム

・歩行者動線上の車止めは、原則として設けない。やむをえず設ける場合には、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認識できるよう、視覚障害者誘導用のブロック等を敷設したり周囲との明度差等に配慮して設ける。

敷地内の通路

基本的な考え方

- 道路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、だれもが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- 敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分に対応できるように安全な通路として整備する。
- 敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。

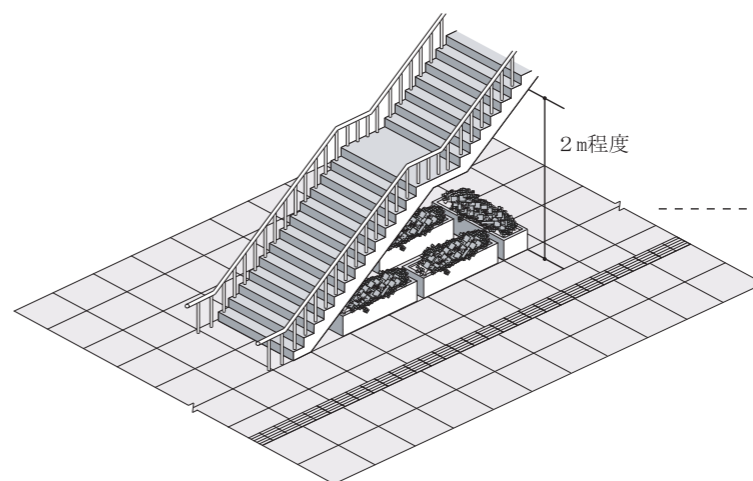
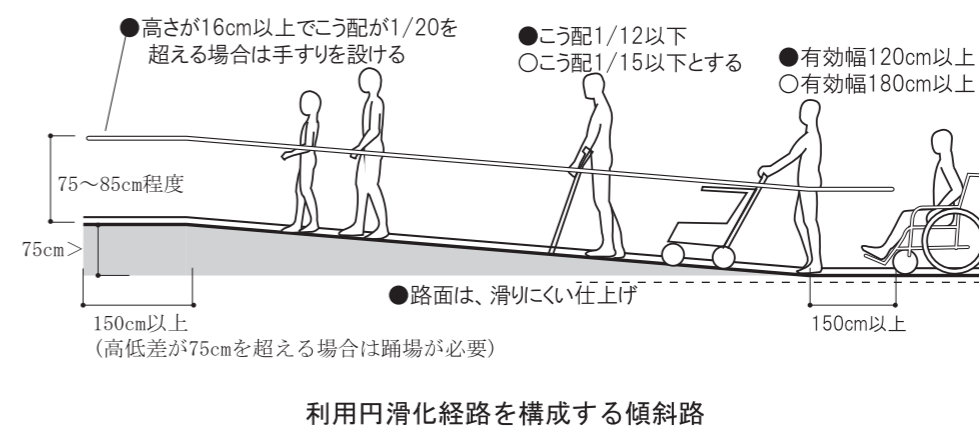
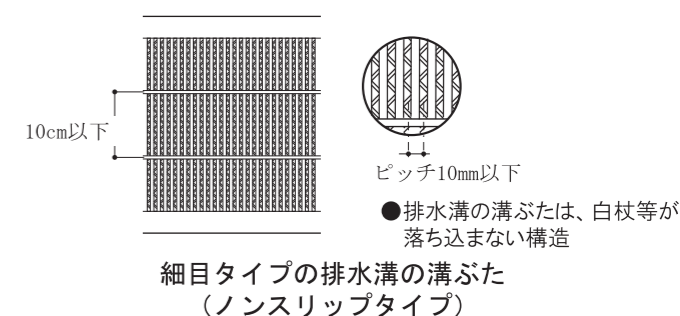
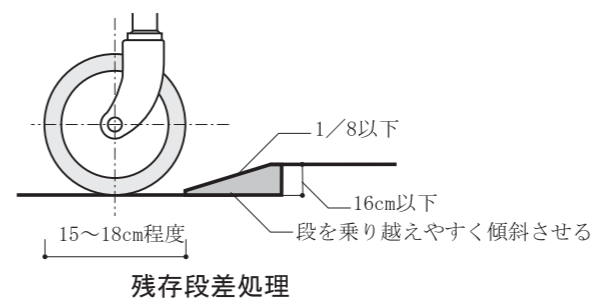
15

● 整備基準

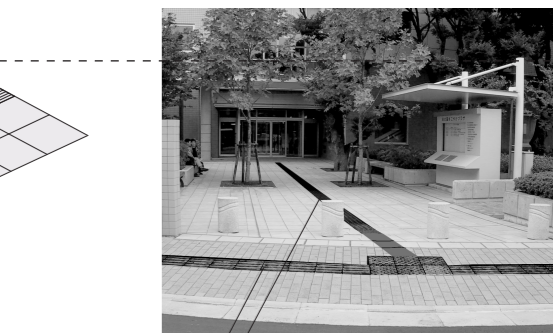
○ 望ましい基準

解説

(2)利用円滑化経路を構成する敷地内通路	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)(一)及び(三)から(五)までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。		
(一)幅	幅は、1.2m以上とすること。	・幅員は、1.8m以上とする。	
(二)車いす転回場所	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
(三)戸の構造	戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (ロ)全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 (ハ)自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。		
(四)傾斜路	傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 (イ)幅は、段に代わるものにあつては1.2m以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (ロ)こう配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えないこと。 (ハ)高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	・こう配は、1/15以下とする。 ・屋外の傾斜路には屋根を設ける。	



- 視覚障害者が階段に衝突しないよう、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける



敷地内通路の例